

市民への不要不急の外出自粛等の周知について

令和 3 年 9 月 1 3 日
飯 能 市

市民への不要不急の外出自粛の周知については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長に伴い、周知期間を延長します。

1 周知方法

(1) 防災行政無線の放送による周知

〔実 施 期 間〕 9 月 3 0 日 (木) まで

〔放送日及び回数〕 原則として、1 日 2 回

〔放 送 時 間〕 午前又は午後、夕方

(2) 市ホームページ、飯能市メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、飯能市ご当地アプリによる周知

(3) 飯能日高ケーブルテレビによる周知（災害時緊急放送の協力に関する協定を活用）

(4) 公共施設へのポスター掲示等による周知

(5) 埼玉県との連携による街頭キャンペーンによる周知

2 周知内容

(1) 防災無線放送等による周知内容

緊急事態宣言が発令されています。

市民の皆様一人ひとりが、できるだけ外出を控え、人と人との接触を減らすことにより、感染拡大の抑制につながります。

いま一度、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) ポスター掲示